

国立大学法人和歌山大学内部統制規則

制 定 平成29年 2月15日

法人和歌山大学規程 第1884号

最終改正 令和 5年 5月17日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）が、業務方法書に基づき、国民から負託された教育・研究・社会貢献の使命（以下「使命」という。）を有効かつ効率的に果たし、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性を確保を目的として、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する事項について定める。

(統制環境)

第2条 本学は、学長の主導により、役員（監事を除く。）及び教職員（第5条において「役職員」という。）が着実かつ継続的にその役割に応じた責任を果たす環境を整備する。

(リスクの評価と対応)

第3条 本学は、本学の使命達成の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う体制を整備する。

(統制活動)

第4条 本学は、業務が法令等に適合し、効果的かつ効率的に行われるよう統制活動を行う。

(情報と伝達)

第5条 本学は、内部統制の実現に必要な情報を役職員が識別、把握、処理し、組織内外に対して正しく伝達し、相互にコミュニケーションがとれるよう、会議及び連絡会等を適時かつ適切に行う。

(モニタリング)

第6条 本学は、内部統制システムが有効に機能していることを継続的に評価する。

(情報通信技術への対応)

第7条 本学は、事業活動に必要となる学内外の情報通信技術を導入し、学術情報センターにおいて適切に対応する。

(学長の責務)

第8条 学長は、本学の内部統制の整備及び運用に関し、次条に規定する内部統制担当役員を統括し、その最終責任を負う。

(内部統制担当役員)

第9条 本学に内部統制担当役員（以下「担当役員」という。）を置き、本学組織規則第4条に規定する各理事を持って充てる。

2 各担当役員は、所管する業務に関する内部統制システムの整備及び運用を推進し、その状況を把握し、監督する。

3 前項に定めるほか、総務担当の理事は内部統制統括役員（以下「統括役員」という。）として、各業務にわたる事項又は共通する事項を調整し統括する。

4 担当役員は、役職員の不正行為及び違法行為並びに内部統制上の著しい不当事実（以下「不正行為等」という。）を発見し、又は報告（通報を含む。）を受けた時には、速やかに必要な措置を執るとともに、併せて再発防止を図るものとする。

内部統制規則

- 5 担当役員は、重大な不正行為等を発見し、又は報告（通報を含む。）を受けた時には、直ちに学長及び監事に報告するとともに、必要な緊急措置及び是正措置を講ずるものとする。
- 6 担当役員は、前2項に規定する不正行為について、様式1により速やかに統括役員に報告するものとする。
- 7 担当役員は、必要に応じて、内部統制の推進に関し、教職員の意見を聴く機会を設けるものとする。

（内部統制推進部門）

第10条 本学に、内部統制推進部門（以下「部門」という。）を置き、本学組織規則第15条に規定する学部等並びに第16条に規定する基幹、機構及び附属機関並びに事務組織規程に規定する課並びに室をもって充てる。

（内部統制推進責任者）

第11条 各部門に内部統制推進責任者を（以下「責任者」という。）を置き、部門の長をもって充てる。

- 2 各責任者は、不正行為等を発見し、又は報告（通報を含む。）を受けた時には、様式1により該当事案の担当役員に報告し、対応を協議した上で、速やかに必要な措置を執らなければならない。

（教職員の責務）

第12条 教職員は、不正行為等を発見し、又は報告（通報を含む。）を受けた時には、直ちに責任者に報告しなければならない。

- 2 教職員は、前項の規定にかかわらず、担当役員又は監事に直接報告することができる。

（内部統制委員会）

第13条 本学に、学長及び担当役員で組織する内部統制委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、本学の内部統制システムを整備し、継続的に見直しを行う。

（独立的評価）

第14条 監事は、本学の内部統制の整備状況及び運用状況について監査（以下「監事による監査」という。）する。

- 2 監事による監査のほか、会計監査人による監査及び監査室による内部監査を行う。

（内部統制システムの維持及び改善）

第15条 統括役員は内部統制システムの状況について、様式2により定期的に責任者に確認を行い、確認結果について委員会に報告を行うとともに、内部統制システムの維持及び改善に係る施策について提案を行う。

- 2 学長は、前項の提案を踏まえ、内部統制システムの維持、改善に関する重要事項について、委員会の議を経て決定する。

（研修）

第16条 統括役員は、教職員に対する研修を充実するため、必要な措置を講ずるものとする。

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか、内部統制システムに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成29年2月15日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1909号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2390号）

1 この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、国立大学法人和歌山大学リスクマネジメント規程（令和2年3月27日制定：法人和歌山大学規程第1885号）は廃止する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2515号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月17日一部改正：法人和歌山大学規程第2617号）

この改正規程は、令和5年5月17日から施行する。

内部統制規則

様式1（第9条第6項及び第11条第2項関係）

年 月 日

内部統制上の問題発生報告

内部統制統括役員 殿

内部統制担当役員

内部統制上の問題が発生しましたので、以下のとおり報告します。

1. 問題の種類

（①業務の有効性・効率性 ②法令等の順守 ③資産の保全 ④財務報告の信頼性 ⑤
その他のリスク）

2. 問題の内容

- ①当該内部統制推進管理者 職・氏名
- ②発生した時期
- ③発生した場所
- ④問題発生の経緯、背景について

3. 是正措置の内容

4. 再発防止策

※第11条第2項による報告の場合は、様式中の宛先を内部統制担当役員に、発信者を内部統制推進責任者に読み替える。

様式2（第15条第1項関係）

年 月 日

内部統制システムについての確認報告

内部統制統括役員 殿

内部統制推進責任者

内部統制システムについて確認を行った結果、以下のとおり報告します。

1. 今年度の問題発生件数	
①業務の有効性・効率性	件
②法令等の順守	件
③資産の保全	件
④財務報告の信頼性	件
⑤その他のリスク	
<u>（使命達成の障害となりうるもの）</u>	<u>件</u>
合 計	件

2. 内部統制システム維持及び改善のために、今年度に措置した内容

3. 今後予定する措置又は内統統制システムにおいて対応を要すること

※内部統制推進責任者ごとに作成してください。

担当業務の問題の他、所掌する委員会等で取扱った事件、事故等についても記載してください。また、問題の概要が分かる資料を添付してください。